

## ○茨城県立医療大学認定看護師教育課程受講試験実施委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茨城県立医療大学認定看護師教育課程規程第7条第4項の規定に基づき、茨城県立医療大学認定看護師教育課程受講試験実施委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 課程長
- (2) 副課程長
- (3) 主任教員
- (4) 専任教員
- (5) 保健医療学部各学科，センターから推薦された教員各1名
- (6) その他課程長が必要と認めた者

(委員長等)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ課程長及び副課程長をもって充てる。

(所掌事務)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 受講生募集に関する事項
- (2) 受講試験の実施に関する事項
- (3) その他受講試験に関する事項

(運営)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員会は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の教職員を出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 委員会に関する事務は、事務局総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月18日から施行する。